

書評

古島敏雄
永原慶二著

商品生産と寄生地主制

摂河棉作地帯の研究は、この二三年來非常にさかんなものとなつてゐる。最近にいたつて、われわれはさらに古島・永原両氏の労作をうけとることができた。すでに一九五〇年におこなわれたこの調査の結果は、部分的には日本歴史講座所収の論文等においてうかがうことができたが、今、その全貌をしるることのできたのは、近世史の上に大きなプラスであり、發展であつたと考える。

それでは本書が、従来の研究の上で、どのような意義をもち、何を明らかにし、なおどのような問題を残したかを考えてみたいと思う。これは大きな問題で、限られた紙面では意をつくせないのであるが、できる限りその方向をつらぬきたいと考える。

まず本書はどのような問題意識にたつてお

こなれたかを述べておられる。すなわち、この調査は「戸谷氏の最初の提案の線にそつての畿内棉作農村の發展のあと」をたどらうとされた。戸谷敏之氏が「摂津型地域」を提唱されたその問題意識が、この調査の基礎をなしている。

著者は、大阪の商業的發展と関連しつつ、商品生産を發展させたこの地方の農村には、採草地をもたないような、しがつて村共同体の構造から比較的自由な農業生産の發展を期待され、この観点から、前年におこなわれた山城国乙訓郡久我村の調査の反省をされ、とくに対象を、河内・布施周辺地域におかれたのである。

第二章以下においては、棉作農村の發展が追求されている。まず「元祿頃、大阪周辺の棉作は頂点に達し、以後数十年にわたつて、その状況が続いた」とされ、この総耕地面積の六割強をしめる平野郷の棉作をビークとする棉作の増大が、農村の構造にどのような影響をあたえたかを、「棉作の發展と中農層の進出」(第二章)という形でまとめられている。すなわち近世初頭の村落を支配していた

重株百姓の權威はくずれ、その身分關係は、譜代下人を雇儲するような古い生産形態ともにくずれさり、元祿・享保期にいたつて、零細高持の増加をみ、ことに五石―二〇石の中農層の存続をみることは、中農また小作農においても、多少の向上の余裕のあつたことを示していると考えた。

このように發展した棉作は、大阪の商業資本の手によつて商品化されていつたが、全国的な市場をもつ棉作が、同時に内部的には地域的社会的分業をうみだしていつた。(1)調査の対象となつた布施市周辺では、享保年間には水吞層にいたるまで、小商品生産としての綿織加工業をいとなんでいたにもかかわらず、天明以後はおとろえ、綿作のみがおこなわれる。(2)そして八尾市周辺の木綿織業、(3)平野郷は繰綿生産と、三つの地域の分業のあり方を述べておられる。

ついで、この生産・加工の分業の發達にもなう小商品生産の發展が、やがて在郷商人層をうみだし、一見強固にみえた大阪問屋資本の集荷統制の体制をゆるうごかしていく状況を分析されるのが第三章である。

在郷商人は、もちろんそのよつてたつ地域的な差違はみとめられるにせよ、一般にいって下層の農民から多く成長し、棉作農民との共通の利害にたつて大阪問屋資本と対抗し、寛政年間には、すでにいちぢるしい力をもつにいたるが、やがて文政六年の摂河千七ヶ村の訴訟にみられるような広汎な統一戦線之力によつて、特権問屋の独占をうちやぶつていくのである。

ところで、このような勝利によつて「棉作の担い手であつた中富農および在郷綿商人」の繁栄がもたらされたが、小前貧農層は没落の一途をたどり、農民層の分化が進んでゆく。この農民層の分化の情況と、その要因として小作料・年貢をとりあげられ、封建的重圧がごとごとく小作農民の側にしわよせされたと云われる。

かくして現状は一部の棉作をおこなう高持手作農民をのぞいて、封建権力と結んだ特権的寄生地主―水呑・零細高持と両極に分解し、この両者の対立がいちぢるしくなるとされ、これを新家村村方騒動において論証されるのである。

しかも幕府物価政策はくずれて、物価騰貴をまねき、ますます小作経営は窮地におこまれ、ついに流民化して、大塩の乱を頂点とする革命的勢力を結集しつつあるのが、天保改革前夜の封建的危機の様相であつた。

この危機に対処しておこなわれた天保改革が、とくに棉作地帯にどのような影響をおよぼしたかを考察されるのが第四章二節である。ここでは周知の株仲間解放の真の狙いが、物価引下げにあつたことを述べられ、その意図を通すためには、大阪西町奉行阿部正藏がのべているように在郷商人の統制が必要であり、事実改革の第二段階として、これが実施され、成功したとされるのは注目すべきであらう。

第五章ではこの天保改革をへた幕末の動向が分析されているが、とくに第二節では棉作をいとなむ中農層が、多くの困難にうちあたり、ことに幕府にささえられた特権的商業資本の活動によつて、棉・肥料の缺状価格差に苦しめられ、相ついで没落していったとされ、この中農の大巾な没落の反面、土地を集めていったのは、いわば新興農民であり、

彼等は商業資本として成長し、村方騒動の過程をへて、従来の村落支配者層にとつて代り、天保前後の領主経済の窮乏を契機として、領主権力と結びつき、この中で土地集積をおこない寄生地主化していくと述べておられる。そして最後に地主小作關係を検討されて、この労作をおえておられる。

かくて、もつとも商品生産が順調に發展したと思われるこの地方においても、「封建的小農民の手による商品生産の独自の發展」(これを古島氏は摂津型の本質的内容とされている)に特色をもちつつも、天保以後急速に階層分化がすすみ、寄生地主の成立をみるのである。以上誤解を怖れながら、本書の内容を紹介してきたが、つぎにわたくしの卒直な感想をのべておきたい。

「はしがき」にもべられたように、幕末四〇年の分析、ことに中農層の没落と寄生地主制の成立を裏証されようとした意図は、成功しているし、たしかに高く評価すべきである。なぜなら、われわれは現在までにこの地域においてすぐれた研究の幾つかをもつていなるにもかかわらず、そうした分析は出ていな

いからである。ことに農民闘争については、津田・岡本兩氏の著作も、このような基礎構造の変化をふまえたものではなく、ただ堀江英一氏がわずかに試みようとしたにすぎなかつた。

したがつて、われわれは本書において摂河棉作地帯の動向、その基本的な動向をたしかめることによつて、農民闘争のあり方をとくに、天保より慶応への情勢の發展をあきらかにすることが、何よりも必要であらう。ところで、わたくしは本書の基本線について、まず賛意をしめたが、つぎに問題のいくつかをあげ、検討してみたいと思ふ。

まず、もつとも大きな成果としてとりあげねばならないのは、寄生地主制成立の問題であらう。すでにこの点は、堀江英一氏が「畿内における寄生地主制の成立」として、京大学園新聞（六月廿一日付）に紹介されておられるので、余り詳しくはふれないが、著書の寄生地主制成立のシェーマは、左表のようである。

(元祿) 享保
……中農層の進出
……地主手作(共同的規制の)
……地主手作(上に立つもの)

天保
(在郷商人
領主との連繫) 寄生地主

本書では元祿以前の關係が明らかではないが、前代の隸屬關係がくずれ、棉作によりつ、中農層が進出してくるものと考えられる。このようなシェーマは、実は藤田五郎氏が、

(本百姓の一般的形成) 新本百姓
(領主と連繫) 豪農—寄生地主

として展開されたシェーマと方法的に、非常に近づいた感じをもたざるをえないのである。ただ注意すべきは、藤田氏の場合、依然として初期本百姓の側に主導性をもたされるのに対し、本書では、「摂津型」中農層の側に主導権をみとめておられる点が興味をひく。これは東北地主と畿内地主の差とみることができようが、ここでは一応の指摘にとどめる。

つぎに考えねばならないのは、両者の分析の差が、それぞれの共同的規制の評価にかつていることである。摂河地方においては、共同的規制の弱いこと、とくに前代の隸屬

關係による村落規制の稀薄なことは、一般にみとめられている。本書では、採草地の水の問題とからんで、みごとにそれが処理されている。しかし問題は、この村落規制が、前代の隸屬關係はうすれたにせよ、いぜんとして存在したこと、すくなくとも共同体が封建支配の末端として、さらに村落支配の道具として維持されようとしていることはいうまでもない。(もちろん逆に農民の抵抗の組織にもなりうるが) この地方では、したがつて、変質し再生産された共同的規制をふくめて考えることが必要であり、寄生地主制の成立過程においても、それがたとえ中農層からの成長であつても、共同的規制から自由であつたとは考えられないのであつて、もう少し、この問題に留意する必要があると思ふ。

ところで、この分析をよみながら、わたくしはその見事な点に感じつつも、漠然とした不安にとらわれた。それは寄生地主制が、たしかに以後の農業生産の發展を歪曲したとかかれ、今更いうまでもなく現在の日本においても、大きな障碍となつて横たわつていのであるが、それをこのようにとりあげること

だけでいいのだろうか。

こうした感想は兩氏に対して、まことに失礼な言分であることは、わたくし自身よく知っている。それにもかかわらず、寄生地主制の成立が、もつと明白に摂河における農民層ことに貧農層のたたかいの中から、捉えられないことには、わたくしのいだいた漠然とした不安もさけられないように思う。

津田氏をはじめ農民闘争の研究は、明和年間にこの地方最初の高まりのあることを教えてくれる。すなわち享保以後、急速にのびてくる地主化の方向に対して、かえつて地主層の持高を減少させるような一般的な動向がみられるのは、具体的には村方騒動その他に示された貧農層の多様なたたかいによるものではなかつたらうか。それが天保以後にいたつて弱まつてくるにせよ、むしろ慶応年間の国訴、打こわしの情勢にいたるまで展望をもちながら、幕末の問題をとらえることが、われわれに残された課題のように思う。

その他、著者が「問題の所在」に示されたように、多くの点が残されているが、寄生地主化の一要因となる領主権力との結び付きに

も残された問題があるであらう。

さらに、天保改革についての評価であるが、ここで在郷商人の統制を問題にされたのは注目すべきことであつた。ただ天保年代において現実と幕府が在郷商人の再統制をおこないえたかどうかは疑問である。それは天保より嘉永にいたる在郷商人層の成長・分化の上ではじめて成功したのではないだろうか。嘉永四年の株仲間再興が、その結果だつたと考へるのである。

最後に本書で指摘された地域的分業の存在に注目しておく。とくに残された八尾周辺の調査や、泉州織物の歴史をさぐることは、われわれの今後の課題であらう。

以上でわたくしは、二、三のきづいた点にしばりつつ本書に対する感想を述べてきた。それが本書のもつている豊富な内容と業績について答えることにならなかつたのをお詫びする。このような形で表現から今後の発展を願う後学の性急な感想をくみとつて頂ければ幸いである。

仁井田 陞著

中国社会の法と倫理

《中国の法の歴史も原理も、過去と現在、さらに未来をも貫いた一線においてとらえなければならぬ》ということが序文にかかれている。これはいつたいどういうことなのか、わたしにはどうもわかつたようであまりにくい。それにしても、中国法制史の分野で、すでに数おおくの大部にわたる業績を発表し、まことにすぐれたユニークな研究をつづけてこられた、オーソドックスの大道にある仁井田氏が、このような積極的な発言をはじめにかかげていることは注目すべきことであるとおもふ。

中華人民共和国の新憲法草案が発表されたのはつい最近のことであるが、その前提、つまり現実に新憲法草案をささえているものは、氏によれば《新しい法意識》であるし、また《新しい倫理》であらう。このような《新しい》法意識あるいは倫理が、新中国においてどこからでたのであろうか。それは、どこかよそからのかりものであるのなら